

甲賀市議会業務継続計画  
(議会 Business Continuity Plan)

令和2年4月  
甲賀市議会

## 目 次

1	目的	2 p
2	議会 BCP 発動要件	2 p
3	議会の役割	3 p
4	議員の役割	4 p
5	議会事務局の役割	4 p
6	災害発生時から経過時間ごとにおける議会及び議員の行動	5 p
7	連絡体制	8 p
8	議会 BCP の見直し	9 p
資料	参集時の行動フロー図	10 p
資料	甲賀市議会災害対策会議運営要綱	11 p

## 1 目的

甲賀市議会業務継続計画(議会 Business Continuity Plan。以下「議会 BCP」という。)は、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の大規模災害時における役割や行動方針を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことを目的とする。

## 2 議会 BCP 発動要件

### 発動の対象とする災害

議会 BCP は、甲賀市地域防災計画に基づき、震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、市が災害対策本部体制を設置した場合は、自動的に発動される。それ以外での議会 BCP 発動の決定は議長が行う。ただし、議長が発動決定を行うことが困難な場合は代理者が行う。

災害種別	対応基準	発動
地震	市内で震度6弱以上の地震が発生したとき	自動
風水害	1.甲賀市内において台風、暴風、竜巻、豪雪、洪水、土砂災害などで災害が発生したとき、又は、被害の拡大が予想されるとき 2.市内、近隣市町における避難勧告・避難指示の発令、また孤立地域、交通機関障害、生活基盤の被害が発生し応急対応が必要なとき	議長
その他	上記自然災害のほか、火災、事件・事故等による大規模災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行、原子力災害、大規模なテロ、弾道ミサイル攻撃など武力攻撃による被害が発生し執行機関の機能が大きく損なわれるとき、また、その恐れがあるとき	議長
全般	市が災害対策本部体制を設置したとき	自動

### 3 議会の役割

(1) 議会 BCP 発動要件に該当する災害が発生したとき、議会は「甲賀市議会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

#### ア 組織

災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長で組織する。

議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、次に掲げる順位によりその職務を代理する。

- ①副議長
- ②議会運営委員会委員長
- ③総務常任委員会委員長
- ④厚生文教常任委員会委員長
- ⑤産業建設常任委員会委員長

#### イ 所掌事務

災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- ①議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること
- ②議員の招集に関すること
- ③市災害対策本部からの情報の収集及び議員への情報提供に関すること
- ④議員等からの情報収集及び整理並びに市災害対策本部への情報の提供に関すること
- ⑤国、県その他関係機関に対する要請、要望等に関すること

- ⑥市災害対策本部からの依頼事項の実行に関すること
  - ⑦その他、議長が必要と認める事項
- (2) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。
- (3) 会議が概ね平常どおり開催できるようになるまでの間の議会として行う取り組みは、災害対策会議に一任する。

#### 4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援を行う。
- (2) 市災害対策本部が応急活動を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。
- (3) 災害対策会議からの情報を市民に提供する。

#### 5 議会事務局の役割

大規模災害が発生した場合には、議会 BCP の発動の有無にかかわらず、事務局職員は甲賀市地域防災計画に基づき初動対応を開始する。執行部から議会関係以外の業務を命じられた場合は、その業務を優先する。

- (1) 災害が勤務時間内に発生した場合
  - ① 自身の安全確保
  - ② 来庁している議員及び傍聴者（市民）の避難誘導並びに被災者の救出・支援
  - ③ 来庁していない議員の安否確認等の初動対応
  - ④ 災害対策会議の設置・運営等の業務

- ⑤ 議会事務局執務室の被害状況確認及び執務スペースの確保
- ⑥ 電気、水道等のライフラインの確認
- ⑦ 議会事務局のパソコン、タブレット端末、電話等の通信機器の稼働確認
- ⑧ 市災害対策本部との連絡体制の確保
- ⑨ 災害関係情報の収集・整理、議員及び市災害対策本部への情報伝達
- ⑩ 議場、委員会室等のマイク、カメラ及び録音機器の稼働確認

## (2) 災害が平日の勤務時間外、又は休日に発生した場合

- ① 自身と家族の安全確保（住居の被害状況確認）及び安否確認
- ② 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
- ③ グループウェア、ソーシャルネットワークサービス等（以下「SNS 等」という。）を通じて議長に安否の報告
- ④ 「甲賀市地域防災計画」に位置づけられている職員の動員配備体制に基づき配備人員に該当する職員は市役所に参集
- ⑤ 議員、事務局職員の安否確認等の初動対応
- ⑥ 災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務

## 6 災害発生時から経過時間ごとにおける議会及び議員の行動

### (1) 災害発生時（発災から3日）

#### ア 議会及び議員の行動

- ① 本会議、全員協議会が開催中の場合
  - a 議長は、直ちに本会議、全員協議会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
  - b 議長は、被災状況によりその日の本会議等を閉じることができる。こ

の場合、延会等を行う必要がある場合は、議決を経なければならない。

c 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

② 委員会が開催中の場合

a 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保したうえで、委員会における被災状況を議長に報告する。

b 委員長は、被災状況によりその日の委員会を閉じることができる。

③ 本会議、全員協議会若しくは委員会が開かれていない場合又は議員が登庁していない場合

a 議員は自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。

b 議員は地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等、できる限りの協力をする。ただし、議長から招集があったときは速やかに参集する。

④ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

a 責任者（委員長または会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。

b 責任者（委員長または会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは視察を終了して帰市（市内視察にあっては帰庁）する。

c 議長は本市及び視察先の被災状況を勘案して、必要があると認めたときは責任者に対して視察終了及び帰市もしくは帰庁を命じることができる。

⑤ 議長、副議長、委員長等が公務により出張している場合

a 原則として、前記④の a、b と同様とする。

b 議長が出張中のときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職を行う。

#### イ 災害対策会議の開催

- ① 議長は災害対策会議を招集する。ただし、市内で震度6弱以上の地震が発生したときや、市が災害対策本部を設置したときは、自動的に参集する。
- ② 議長は甲賀市議会災害対策会議運営要綱に基づき、会議を運営する。
- ③ 発災直後については、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を駆使することで情報を収集し、市災害対策本部からも情報を得るよう連絡体制の確保に努める。
- ④ 災害対策会議の情報については、SNS等を使用して全議員に周知する。

### (2) 応急活動期（4日～10日程度）

ア 災害発生時からの活動を継続する。市災害対策本部と連携し、災害対策会議で収集整理した情報を市災害対策本部へ提供する。情報提供を受けた議員はSNS等を通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に情報提供を行う。

イ これまでに収集した災害関係情報に基づき、災害対策会議の今後の取り組み等（臨時会の開催を含む）についての検討をはじめめる。

### (3) 復旧活動期（11日以降）

ア 応急活動期からの活動を継続しつつ、市災害対策本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ市災害対策本部に対して被災の復旧状況及び今後の災害対応について説明を求める。

イ 議会開催のための場所の確保など環境整備を行う。

- ウ 臨時会等において、災害対策及びそれに必要な経費等を速やかに審議する。
- エ 議会・議員が把握した市民の意見・要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、市災害対策本部に対して必要に応じ、提案、提言及び要望を行う。
- オ 迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で検討・調整した内容について、国・県等に対し要望等の活動を行う。

## 7 連絡体制

本市は、広大な市域を抱えることから、発災時における連絡体制とその手段については平常時から確認しておく必要がある。

### (1) 安否確認

ア 議会 BCP 発動要件に該当する災害が発生したとき、議員はグループウェアにて自身の安否、居所及び連絡先を事務局に送信する。

なお、メール使用の制限もしくは携帯電話が使用不能の場合は、固定電話または FAX を使用するものとする。

議会事務局議事課 電話 0748-69-2258、2259

FAX 0748-63-4373

イ 議員は、事務局に届けているメールアドレス及び電話番号等に変更があった場合は、その都度、事務局に届け出るものとする。

### (2) 情報提供

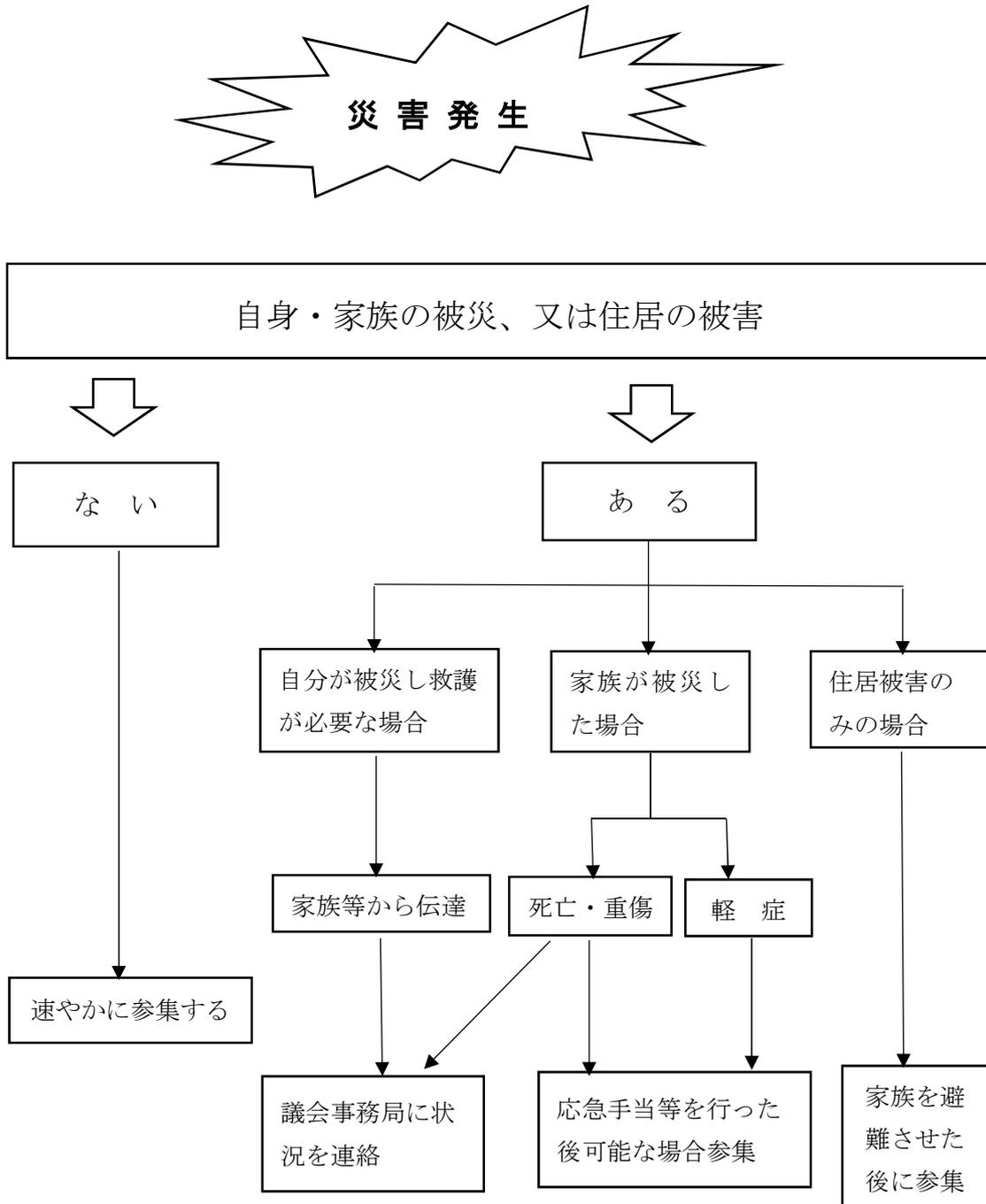
ア 災害対策会議から議員への情報提供については、グループウェアを使用して行うものとする。

※連絡等の方法については、状況に応じて電話やメールのほか、SNS等、災害用伝言ダイヤル「171」を利用するなど、その時に利用可能なさまざまな通信手段を確保するよう努めるものとする。

## 8 議会BCPの見直し

- (1) 本BCPをより実効性のあるものとするため、災害時における議会と事務局の体制（行動基準、通信体制）の検証・点検を行うとともに、議員と事務局を対象とした防災訓練（参集訓練、通信訓練等）を実施し、あわせて災害時の市災害対策本部の動きを確認することで、市災害対策本部とのかかわり方についても検証を行う。
- (2) 本BCPは災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化、又は防災訓練の実施により見直しの必要が生じた場合は、見直しについて議会運営委員会において協議するものとする。

参集時の行動フロー図



※ このフロー図は、指定の災害や議長等の指示により参集する必要が生じた場合のものであり、災害が発生した場合、議員はまず自身及び家族の安全を確保し、その後は原則地域に残り災害活動への協力・支援を行う。

## 甲賀市議会災害対策会議運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、甲賀市議会業務継続計画（議会BCP）の発動要件に該当した災害が発生した場合に組織する甲賀市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関する事
- (2) 議員の招集に関する事
- (3) 甲賀市災害対策本部（以下「市本部」という。）からの情報の収集及び議員への情報提供に関する事
- (4) 議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関する事
- (5) 国、県その他関係機関に対する要請、要望等に関する事
- (6) 市本部からの依頼事項の実行に関する事
- (7) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき、又は、議長及び副議長が欠けたときは、

議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。この場合において、議会運営委員会委員長に事故あるときは、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の順で、議長の職務を代理する。

(会議)

第4条 災害対策会議は、甲賀市地域防災計画に基づき、震度6弱以上の地震が発生した場合、また、市本部が設置された場合は自動的に発動される。

2 上記以外での災害対策会議の発動は議長が行う。ただし、議長が発動決定を行うことが困難な場合は代理者がそれを行う。

(市本部との連携)

第5条 災害対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

2 前項のほか、効果的な復旧及び復興に資するため、必要に応じて、市長と議長が協議の場を設けることができる。

(議会事務局)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。